

境田

空き家条例の制定は

すでに条例（案） を策定している

町長

文教厚生常任副委員長
議会運営委員**境田敏高**

Q 近年、少子高齢化も進み、適正に管理されず放置されている空き家等が増加している。平成25年10月1日現在、全国では7戸につき1戸が空き家になっている。空き家の放置は解体費用が数十万～数百万円の負担がかかり、住宅を撤去して更地にすると固定資産税の軽減措置（更地の六分の一）が受けられなくなったり固定資産税が増える。管理されていない空き家をそのままにしておけば確実に地域の問題になっていく。周辺住民の生活環境への悪影響が心配されているが、わが町の現状はどうか。

A 総務課長 空き家、危険な家屋についての相談が、本年度中に3件ほど上がっている。倒壊寸前である家屋を解体撤去できない

A 総務課長 所有者の責任がある。空き家の中で木が管理されずに大きくなつて倒れる危険性があるといふことも、それと木の枝が他人の敷地に入つて迷惑をかけるということもあるだろうと思つてゐる。啓発をしていきたいと考えている。



空き家

Q 今国会で、例えば法案が通らなかつたとした場合、町はいつ頃の制定を考えているか。通る通らんは別として、私は推し

A 町長 空き家に対する条例は制定していない。南関町では、国で準備されている「空き家対策特別措置法」と整合性を保つため、法案成立を待つて条例を制定する予定である。

Q 今国会で、例えれば法案が通らなかつたとした場合、町はいつ頃の制定を考えているか。通る通らんは別として、私は推し

Q いかに近隣に迷惑状態になっていても、第三者が勝手に処分はできない。所有者に改善を期待するしかないが、すぐ対応することはなかなかできない現状である。管理されていない空き家周辺の迷惑木も同じである。事故があつたら、持ち主の責任、損害賠償を請求されます。この重大さを知らせることが、大事だと思う。予防策の一つとして、たまに防災無線・南関広報などでお知らせしたらどうかと思うが、町の対応を尋ねる。

A 総務課長 所有者の責任がある。空き家の中でも木が管理されずに大きくなつて倒れる危険性があるといふことも、それと木の枝が他人の敷地に入つて迷惑をかけるということも、それともあるだろうと思つてゐる。啓発をしていきたいと考えている。

Q いかに近隣に迷惑状態になっていても、第三者が勝手に処分はできない。所有者に改善を期待するしかないが、すぐ対応することはなかなかできない現状である。管理されていない空き家周辺の迷惑木も同じである。事故があつたら、持ち主の責任、損害賠償を請求されます。この重大さを知らせることが、大事だと思う。予防策の一つとして、たまに防災無線・南関広報などでお知らせしたらどうかと思うが、町の対応を尋ねる。

A 総務課長 現在管理している空き家は、迎町に元警察官舎2棟がある。それと、元第三保育園、現在は第三小学校の耐震改修工事の備品の倉庫にしている。もう1件が過去に寄附を受けた細長南の沖田さんの家屋がある。警察官舎については、老朽化もしており、来年度は解体をしてみたい。土地を売却、建物を含めて売却が可能なら、そちらの方法をとりたい。

Q 解体に対する助成制度の町の考え方尋ねる。
A 町長 防犯面等の観点からも空き家の対策はもう早急に必要なことは、私自身も理解している。解体に伴う補助制度については、これは当然、関連していくものだと思つてゐる。

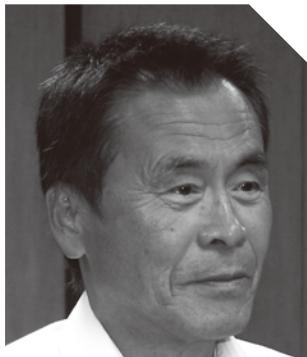
Q 解体に対する助成制度の町の考え方尋ねる。
A 町長 国にすべてを任せるという気持ちちはもつていい。国がいつまでも先延ばしということであれば、先行して町がすべきということも考えてい

かとの相談があつてゐる。第三者が勝手に処分はできない。所有者に改善を期待するしかないが、すぐ対応することはなかなかできない現状である。管理されていない空き家周辺の迷惑木も同じである。事故があつたら、持ち主の責任、損害賠償を請求されます。この重大さを知らせることが、大事だと思う。予防策の一つとして、たまに防災無線・南関広報などでお知らせしたらどうかと思うが、町の対応を尋ねる。

Q 南関町が管理している空き家はどうなっているか。
A 総務課長 現在管理している空き家は、迎町に元警察官舎2棟がある。それと、元第三保育園、現在は第三小学校の耐震改修工事の備品の倉庫にしている。もう1件が過去に寄附を受けた細長南の沖田さんの家屋がある。警察官舎については、老朽化もしており、来年度は解体をしてみたい。土地を売却、建物を含めて売却が可能なら、そちらの方法をとりたい。

Q わが町では環境美化条例が制定され、環境美化の促進にはそれなりの効果がでているが空き家に関してはい。住みやすい町づくりの観点から、空き家の実態を把握し、空き家等の適正管理等を定め、安心

Q 進めるべきだと思が町長の考え方を問う。
A 町長 国にすべてを任せるという気持ちちはもつていい。国がいつまでも先延ばしということであれば、先行して町がすべきということも考えてい



文教厚生常任委員長
議会運営委員

鶴地 仁

延寿荘入所待機者の現状と 解決への取り組みは

鶴地

入所定員の2.8倍、定数見直し 必要な状況にある

町長

A 延寿荘待機者は、
平成26年7月現在84人と
なっており、入所定員の2.8
倍と依然として高い状況にある。
定数の見直しや、民間事業者へ
の支援に努め、介護サービスの
充実を図っていきたい。

A 延寿荘長 地域医療介護
総合確保推進法により、新規入所者を原則要介護3以上の高齢者に限定し、在宅での生活が困難な中・重度の要介護者を支える施設としての機能を重点化する。軽度、要介護度1・2の要介護者については、やむを得ない事情により特養以外での生活が著しく困難であると認められる場合には、特例的に入所を

A 延寿荘長 地域医療介護
総合確保推進法により、新規入所者を原則要介護3以上の高齢者に限定し、在宅での生活が困難な中・重度の要介護者を支える施設としての機能を重点化する。軽度、要介護度1・2の要介護者については、やむを得ない事情により特養以外での生活が著しく困難であると認められる場合には、特例的に入所を

	高齢者数	要支援者数	要介護者数	計
平成20年度	3,609	190 (5.2%)	473 (13.1%)	663 (18.3%)
平成23年度	3,540	223 (6.2%)	557 (15.7%)	780 (21.9%)
平成25年度	3,626	216 (5.9%)	578 (15.9%)	794 (21.8%)

A (※答弁を表にまとめました)
待機者84人は、平成22年が
61人なので、4年間で38%
増加したことになる。相当心配
される状況だが、高齢者の中に
占める要支援・要介護率の傾向、
将来の予測はどうか。

認めるとしている。延寿荘に於いては、平成26年7月現在の入所申込者中、介護度3以上の待機者は54名であり、認定者の増加に伴い、在宅での生活が困難な中・重度の要介護者も増加傾向である。施設居住系サービスの基盤整備により待機者の解消を図りたい。

Q 表彰で町民の話題となり、
明るく元気になるニュース
を提供して欲しい。大切なのは、
広く町民に知らせるための場と
機会。南関町の表彰規程はどう
なっているか。

A 教育課長 体育以外の文
化、ボランティア活動の表
彰については、スポーツ功労者
も、表彰状、感謝状なりを検討
すべきではないか。

Q 表彰で町民の話題となり、
明るく元気になるニュース
を提供して欲しい。大切なのは、
広く町民に知らせるための場と
機会。南関町の表彰規程はどう
なっているか。

Q 表彰で町民の話題となり、
明るく元気になるニュース
を提供して欲しい。大切なのは、
広く町民に知らせるための場と
機会。南関町の表彰規程はどう
なっているか。

A 町長 介護保険事業計画策定委員会の中、定員を増やす方向性を持ちながら進めたい。

A 町長 介護保険事業計画策定委員会の中、定員を増やす方向性を持ちながら進めたい。

A 町長 表彰規程、南関町スポーツ功労者優良団体表彰規程、南関町民栄誉賞規則がある。町ではこれまで合併10周年ごとに記念式典を開催し、表彰を行っているところである。

A 町長 表彰規程、南関町スポーツ功労者優良団体表彰規程、南関町民栄誉賞規則がある。町ではこれまで合併10周年ごとに記念式典を開催し、表彰を行っているところである。

A 教育課長 全国大会に出場したものの良い成績を修められなかつた子どもたちの励みになるような教育委員会表彰といったものを検討していく。また、中体連等で県の大

A 教育課長 全国大会に出場したものの良い成績を修められなかつた子どもたちの励みになるような教育委員会表彰といったものを検討していく。また、中体連等で県の大

Q 特別養護老人ホーム「延寿荘」の入所待機者の現状、今後の予測と要支援・要介護者の割合の推移はどうか、待機者の解消にどう取り組むか。

A 町長 延寿荘待機者は、平成26年7月現在84人となっており、入所定員の2.8倍と依然として高い状況にある。

Q 特別養護老人ホーム「延寿荘」の入所待機者の現状、今後の予測と要支援・要介護者の割合の推移はどうか、待機者の解消にどう取り組むか。

A 町長 延寿荘待機者は、平成26年7月現在84人となっており、入所定員の2.8倍と依然として高い状況にある。

Q 県の大会、九州大会で優勝し、全国大会に出場しても、成績が良くなければ表彰できない。子どもたちの励み、目標になるよう、規程の再考と町民体育祭等で紹介し、励ましたらどうか。

Q 県の大会、九州大会で優勝し、全国大会に出場しても、成績が良くなければ表彰できない。子どもたちの励み、目標になるよう、規程の再考と町民体育祭等で紹介し、励ましたらどうか。



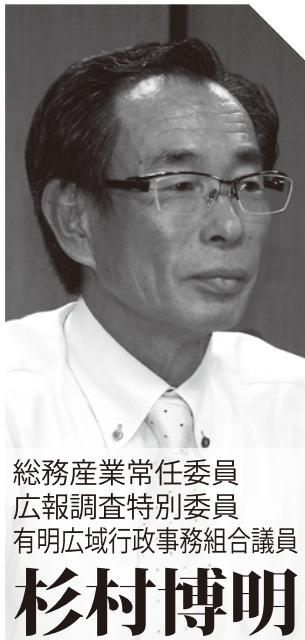
老人ホーム 延寿荘

Q 子どもたちのために、表彰が刺激、話題となり、やってみよう、挑戦してみようといふ、きっかけになることを望む。いろんなアイデアを出し、取組んで頂きたい。

A 教育課長 他の子どもも叱咤激励を受け伸びていく。それが町づくりにつながる。早いうちに検討会を持ちたいと考える。

A 教育課長 他の子どもも叱咤激励を受け伸びていく。それが町づくりにつながる。早いうちに検討会を持ちたいと考える。

表彰を見直し、スポーツ振興と文化活動と一緒に考えていくといふ。



総務産業常任委員
広報調査特別委員
有明広域行政事務組合議員

杉村博明

定住促進に関する補助制度等の矛盾点を 問う「仮称・還暦祝金制度」を提案

杉村

まちづくり推進協議会で 協議する

町長

Q 町では転入の方や定住度等があり、優遇されているが、長年当町で暮らしている方々との矛盾があり、転入された方には税制面でもかなり優遇されており、公平性に欠け、長年に渡り町税を納めていた方に税制面でもかなり優遇している方には町から優遇措置もなく税金はしっかりと徴収されている。長年、南関町に住み町税を納めている方々への配慮がなく、これら町税を納めていく方との優遇措置の矛盾があることを問い合わせ、転居してきた方との公平性を保つためにも、何らかの措置が必要と思うが如何か。

A 町長 平成23年度から住んでよかつたプロジェクト推進事業を町独自の事業で、年間1億円余りの事業費で実施、5年間の実施計画で今後継続して実施することが

Q 定住促進に関しては優遇措置で大きいに活用して南関町に定住していただきたと思ってい。今まで納税徵収され町に多大な貢献されてきた住民の方々、これから転入し住民となられる方とのギャップがあり、その格差を埋めていたきたい町長はどう考えるか。

A 町長 プロジェクト推進事業はこの町に住み続

得等補助、新築、中古住宅購入、リフォームを対象、新築住宅の固定資産税の補助を年間5万円を上限、また転入者の引越し奨励金5万円を補助、借家、民間、公営、に転入された方に補助する。新幹線通勤通学定期券購入助成も行っています。

Q 定住促進に関しては優遇された措置でこの制度が駄目だということではない。贅成で大いに活用して南関町に定住していただきたと思ってい。今まで納税徵収され町に多大な貢献されてきた住民の方々、これから転入し住民となられる方とのギャップがあり、その格差を埋めていたきたい町長はどう考えるか。

A 町長 その内容、趣旨は理解できるので、内容

約束されている事業ではない。今後も検証し見直すこととすることを目指して行っていることを理解いただきたい。

Q 定住促進に関する補助制度等はどのような制度があるか具体的に担当課長から説明をいただきたい。

A まちづくり推進課長 定住促進事業では住宅取得等補助、新築、中古住宅購入、リフォームを対象、新築住宅の固定資産税の補助を年間5万円を上限、また転入者の引越し奨励金5万円を補助、借家、民間、公営、に転入された方に補助する。新幹線通勤通学定期券購入助成も行っています。

Q 私から提案があり、町では60歳を機に祝うという形で、仮称「還暦祝金制度」を設けて、30年以上とか、35年以上に渡り町税を納付されてきた方のお祝いとしてであります。既に60歳以上の方も対象として、

Q 今まで納税されてきた住民の方々に少しでも町からお祝いとして、これからも元気で南関町を支えてもらうために、納税額の上限に関らず一律1万円程度の商品券とかどうか提案する如何か。

A 町長 平成23年度から始まつた地方分権一括法により、国から地方自治体に事務権限が移譲されるなど、日々変化している状況であり、住民サービスの向上や組織基盤の強化を図るために、今後は組織、名称等も含めて必要に応じて柔軟な体制を構築する必要がある。今後、新たな課、係の新設については、第4次行政改革大綱に基づき進めていきたい。

Q 町ではこれまで課の統廃合がされてきたが、最近の職員の事務量や形態も以前とは多様化しており、住民サービスの低下が懸念され、課の前向きのことばだけの行革は必要ない。即実行、即実践である。

A 町長 平成23年度から始まつた地方分権一括法により、国から地方自治体に事務権限が移譲されるなど、日々変化している状況であり、住民サービスの向上や組織基盤の強化を図るために、今後は組織、名称等も含めて必要に応じて柔軟な体制を構築する必要がある。今後、新たな課、係の新設については、第4次行政改革大綱に基づき進めていきたい。

Q 課、係の再編については住民サービスの向上に向けて、早急に検討する必要がある。

A 町長 平成23年度から始まつた地方分権一括法により、国から地方自治体に事務権限が移譲されるなど、日々変化している状況であり、住民サービスの向上や組織基盤の強化を図るために、今後は組織、名称等も含めて必要に応じて柔軟な体制を構築する必要がある。今後、新たな課、係の新設については、第4次行政改革大綱に基づき進めていきたい。

Q 課、係の再編については住民サービスの向上に向けて、早急に検討する必要がある。

A 町長 平成23年度から始まつた地方分権一括法により、国から地方自治体に事務権限が移譲されるなど、日々変化している状況であり、住民サービスの向上や組織基盤の強化を図るために、今後は組織、名称等も含めて必要に応じて柔軟な体制を構築する必要がある。今後、新たな課、係の新設については、第4次行政改革大綱に基づき進めていきたい。



役場内

Q 町ではこれまで課の統廃合がされてきたが、最近の職員の事務量や形態も以前とは多様化しており、住民サービスの低下が懸念され、課の前向きのことばだけの行革は必要ない。即実行、即実践である。

A 町長 平成23年度から始まつた地方分権一括法により、国から地方自治体に事務権限が移譲されるなど、日々変化している状況であり、住民サービスの向上や組織基盤の強化を図るために、今後は組織、名称等も含めて必要に応じて柔軟な体制を構築する必要がある。今後、新たな課、係の新設については、第4次行政改革大綱に基づき進めていきたい。

Q 課、係の再編については住民サービスの向上に向けて、早急に検討する必要がある。

A 町長 平成23年度から始まつた地方分権一括法により、国から地方自治体に事務権限が移譲されるなど、日々変化している状況であり、住民サービスの向上や組織基盤の強化を図るために、今後は組織、名称等も含めて必要に応じて柔軟な体制を構築する必要がある。今後、新たな課、係の新設については、第4次行政改革大綱に基づき進めていきたい。